

令和3年1月1日

一般事業主行動計画

社会福祉法人 向陵会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年1月1日～令和7年12月31日までの5年間

2 内容

目標1 男性の子育て目的の休暇の取得促進

< 対策 >

- ・令和3年 1月～ 職場と家庭の両立支援制度に関する労働者・管理職への周知、利用促進
- ・令和3年 1月～ 男性労働者の育児参加に関し、制度利用取得を促進するための措置の実施

目標2 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し

< 対策 >

- ・令和3年 1月～ 職員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知
- ・令和3年 1月～ 休業取得者が発生した場合、必要に応じて代替職員の配置

目標3 管理職の手前の職階にある女性労働者を対象とした、昇格意欲の喚起又は管理職に必要なマネジメント能力等の付与のための研修

< 対策 >

- ・令和3年 1月～ 対象となる職員への管理職育成研修を実施

目標4 労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の導入

< 対策 >

- ・令和3年 1月～ 看護のための休暇について、育児・介護休業等に関する規定で定めた時間単位で取得できる制度を周知

目標4 所定外労働の削減のための措置の実施

< 対策 >

- ・令和3年 1月～ 残業発生の原因を分析し、所定外労働、所定外休日を削減するための措置を実行
- ・令和3年 1月～ ノー残業デーの実施

目標5 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

< 対策 >

- ・令和3年 1月～ 職員は、自分の有給休暇日数を把握し、職場管理者は職員の有給休暇取得状況をしっかり管理し、取得し易い環境を整える